「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正(案)」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略称	
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則	
企業会計基準第33号中間財務諸表に関する会計基準	中間会計基準	
企業会計基準第 12 号四半期財務諸表に関する会計基準	四半期会計基準	
企業会計基準委員会	ASBJ	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	▼ 四半期会計基準の告示指定について	
1	ASBJにおいては、今後、(仮称) 期中財務諸表	財務諸表等規則では、金融商品取引法の規定に
	に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、	より提出される財務諸表の用語、様式及び作成方
	四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定	法を定めており、同規則に定めのない事項につい
	している旨公表されているが、その一方で四半期	ては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基
	会計基準の指定を外すと、証券取引所が開示を要	準に従うものとしています。そして、企業会計基
	求する財務諸表は、一般に公正妥当と認められる	準委員会が作成・公表を行った企業会計の基準の
	企業会計の基準に基づかないものとして、投資家	うち、公正かつ適正な手続きの下に作成及び公表
	などからの信頼を失うおそれがある。よって、四	が行われたものと認められ、金融庁長官が告示指
	半期報告書の廃止とともに四半期会計基準を告示	定したものが、一般に公正妥当と認められる企業
	指定から外す必要はなく、少なくとも、企業会計	会計の基準に該当するとされています。
	基準委員会で新たに(仮称)期中財務諸表に関する	このように、財務諸表等規則においては、「金
	会計基準を策定し最終化するまでは、告示指定か	融商品取引法の規定により提出される財務諸表」
	ら外すべきではないと考える。	を作成するうえで必要となる企業会計の基準を告
2	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グ	示指定することとされ、法制度上、四半期報告書
	ループ報告において、四半期会計基準は実務的な	制度が廃止となる以上、その作成基準である四半
	混乱を避ける観点から、「一本化」後の四半期決算	期会計基準については指定から除外されることと
	短信や半期報告書へ適用できるようにすることが	なります。
	合理的との意見があり、これを踏まえ必要な対応	四半期会計基準については、上記の指定からの
	を行うことが考えられる旨の言及があること、ま	除外という事実のみをもって、我が国において一
	た、中間会期基準(案)の公開草案において、(仮	般に公正妥当と認められる企業会計の基準として
	称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行	実務の中で取り扱われなくなることは想定してお
	われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了	りません。
	しないことを予定している旨の言及があることか	なお、期中レビュー基準における「一般に公正
	ら、今後、上場企業では、四半期財務情報の作成	妥当と認められる企業会計の基準」は、財務諸表
	にあたって四半期会計基準で示されている会計処	等規則に基づき金融庁長官が一般に公正妥当と認
	理に基づき四半期財務諸表を作成することが想定	められる企業会計の基準に該当するものとして告
	されていると考えられる。	示指定した企業会計の基準に限られるものではな
	こういった中で、会計基準の告示指定手続きに	く、我が国において一般に公正妥当と認められる

係る規定の解説として、「通常は想定し得ないが、仮に当該団体が作成及び公表を行った企業会計の基準の一部に「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当しないと認められない部分があった場合は、当該部分を除いて告示指定することになると考えられる」とされていることから、四半期会計基準が告示指定から削除された場合、四半期会計基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当しないという懸念が生じると考えられる。

このため、ASBJが(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発を行うまでの間、四半期会計基準が高品質な企業会計の基準の要件を引き続き満たしていることを明確化するため、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として四半期会計基準の告示指定を続けることが必要と考える。

四半期報告制度の廃止に伴い、四半期決算短信 に一本化された第1・第3四半期の四半期(連結) 財務諸表について、企業が任意に受ける期中レビ ュー(適正性の枠組みによるもの)の財務報告の 枠組みとして、四半期会計基準及び財務諸表等規 則等が位置付けられることになると想定されてい ると考えられる。ここで、期中レビューの対象と なる東京証券取引所の有価証券上場規程に定める 四半期財務諸表等及び注記が、四半期会計基準及 び財務諸表等規則等に準拠して作成されることが 要求されていることから、四半期会計基準が告示 指定から削除されることによって、適正性の枠組 みによる期中レビューにおける財務報告の枠組み に影響がある(指定から削除されることで我が国 において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準ではなくなる) という考え方があり、当該削 除後も引き続き我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準として適用できるもの かどうかについて、実務上の一定の混乱をもたら すおそれがあることも否定できない。

したがって、ASBJが今後開発する予定の(仮称) 期中財務報告に関する会計基準等の開発が完了するまでの間、引き続き現行の四半期会計基準を告 示指定しておく必要がないかどうかについて、上 記も踏まえて改めてご検討いただきたい。

なお、公開草案どおりに四半期会計基準の告示 指定が削除された場合であっても、企業が任意に 受ける期中レビューの財務報告の枠組みとして適 用される四半期会計基準は、我が国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準として取 り扱われるという考えで問題がないかどうかにつ いても、貴庁の見解を確認させていただきたい。

四半期会計基準の告示指定の削除は慎重に行う

企業会計の基準として実務の中で取り扱われる企 業会計の基準も含まれるものと考えております。

4

3

べきである。金融商品取引法改正に伴う四半期会計基準の告示指定解除により生じる保証を含む決算実務上の混乱を招く懸念(例:第1四半期および第3四半期の決算短信を作成する際に「一般に公正妥当と認められる会計基準」に準拠して作成したとは整理されず、企業が決算短信を作成する際や期中レビューを受ける際に支障が出るのではないかという懸念)がある。

こうした実務上の混乱を回避するためには、本来、告示指定を削除しないことが望ましいが、仮に告示指定の削除が不可避な場合であっても、実質的な問題が起きないよう、金融庁が文書にて丁寧に説明を行い、関係者に発信することが必要不可欠と考えられ、具体的には「金融商品取引法の改正に伴い告示指定が削除されたとしても、企業会計基準委員会が策定した会計基準である第12号については、『一般に公正妥当と認められる会計基準』に該当する」旨、明示的に示すべきである。

▼ その他

5

6

中間会計基準(案)は、現在 ASBJ において審議中であり、まだ会計基準として最終化されてない基準案を「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に指定すること自体が不適切であること及び ASBJ に寄せられた意見の中には、新たに「中間財務諸表に関する会計基準」を策定するのではなく、既存の四半期会計基準を「期中財務諸表に関する会計基準」として変更すべきとの代替案の提案もあることから、公開草案時点での告示指定は民間の独立した会計基準設定主体である ASBJ のデュープロセスを全く無視し、ないがしろにするものであると考えられるので、中間会計当該基準が最終化されてから、再度パブリックコメントにかけるべきである。

企業会計基準委員会が作成・公表を行った企業会計の基準の告示指定については、当該企業会計の基準が公正かつ適正な手続きの下に作成・公表が行われたと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを指定することとしています。

ご指摘の中間会計基準については、基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものであることを確認のうえ、今般、告示指定することとしたものです。

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、サステナビリティ基準と同様に、企業が財務諸表開示に求められる目的などに応じた会社区分ごとの体系(例えば、上場の有無の別や市場区分の別等)とすべき。

貴重なご意見として承ります。